

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人静岡県アイバンクと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を静岡県浜松市東区半田山一丁目 20 番 1 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、臓器の移植に関する法律の定めるところにより角膜等の眼 球組織の移植術による視力障害者の視力の回復のための眼球を提供すること(以下「献眼」という。)及び眼球提供を受けることのある者を行うとともに、献眼及び角膜移植に関する知識の普及啓発を図り、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 献眼する者の募集及び登録に関する事業
- (2) 提供される眼球の摘出、検査、保存及びあっせんに関する事業
- (3) 献眼及び角膜移植に関する知識の普及啓発事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、静岡県において行う。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な理事会において別に定める財産を、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなけ

ればならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法施行規則」という。)第37条の規定に従い、静岡県知事に提出するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する。また、定款を主たる事務所に常時備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項の計算書類等については、毎事業年度の経過後3ヵ月以内に、認定法施行規則第38条の規定に従い、静岡県知事に提出するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末

日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員40人以上50人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1人、監事1人、事務局員1人及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2人の合計5人で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者。

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

7 前項の定めにかかわらず、委員が評議員選定委員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員選定委員会の決議があったものとみなす。

8 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

9 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 10 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第13条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会への報告を要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから評議員会で選出された議事録署名人2人以上は、前項の議事録に記名押印する。

(議事運営規程)

第24条 法令及びこの定款に定めるもののほか、評議員会の議事運営について必要な事項は、評議員会において別に定める。

第6章 役員等

(役員を設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上20人以内

(2) 監事 3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、3人以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 任期の満了前に退任した理事長、副理事長又は常務理事の補欠として選定された理事長、副理事長又は常務理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事長、副理事長又は常務理事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選定された者が就任するまで、なお理事長、副理事長又は常務理事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 6 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。費用の支給の基準については、評議員会において別に定める。

(顧問及び相談役)

第32条 この法人に顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応じる。
- 3 相談役は、理事長の相談に応じる。
- 4 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議をもって定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合

においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第45条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会は理事長の諮問に応じる。

- 3 委員会の委員は、理事長、常務理事1人、理事及び監事若干名並びに事務局員1人で構成し、理事会において選任及び解任する。
- 4 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

- 第46条 この法人の目的に賛同し、賛助会費を納入する者を賛助会員とすることができる。
- 2 前項の賛助会費その他賛助会員に対し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

- 第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

- 第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事長は堀田喜裕とする。
- 4 この改正規定は平成 25 年 3 月 28 日から施行する。
- 5 第 25 条、第 26 条、第 27 条及び第 35 条の改正規定は、平成 25 年 6 月に予定される定時評議員会において選任される役員から適用する。
- 6 第 11 条の改正規定は、平成 26 年 4 月 12 日から施行する。

事業 年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A009749
	至	令和5年3月31日	法人名	公益財団法人静岡県アイバンク

役員等名簿

1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	
アサイ	タツヒコ	浅井	竜彦	非常勤	44
イシカワ	ケイイチ	石川	恵一	非常勤	1
イタクラ	サチオ	板倉	幸雄	非常勤	1
イワセ	ヨシヒコ	岩瀬	吉彦	非常勤	1
ウンノ	ナオキ	海野	直樹	非常勤	1
オオツカ	ケンイチ	大塚	謙一	非常勤	1
オカモト	ヤスカツ	岡本	恭和	非常勤	1
オノ	ケンジ	小野	健二	非常勤	1
カイセ	アキラ	海瀬	亮	非常勤	1
カシワギ	ヒロヤ	柏木	広哉	非常勤	1
カシワダ	ケンジロウ	柏田	健次郎	非常勤	1
カワニシ	ヒトシ	河西	均	非常勤	1
クボタ	ヒロシ	久保田	廣	非常勤	1
コウラ	トシタケ	高良	俊武	非常勤	1
ゴトウ	ユウジロウ	後藤	祐次朗	非常勤	1
サイトウ	ノボル	斉藤	伸	非常勤	1
サイトウ	ヨシヒロ	齋藤	善裕	非常勤	1
スガノ	カオル	菅野	薫	非常勤	1
スギヤマ	ヒロシ	杉山	洋	非常勤	1
スズキ	エツジ	鈴木	悦司	非常勤	1
スズキ	クニヒロ	鈴木	國弘	非常勤	1
スズキ	ヒロオ	鈴木	洋夫	非常勤	1
セリザワ	タクジ	芹澤	卓司	非常勤	1
ソガ	タケシ	曽我	健	非常勤	1
ツノダ	ユウノスケ	角田	裕之介	非常勤	1
テラオ	エイイチロウ	寺尾	英一郎	非常勤	1
テラダ	フミヲ	寺田	富美雄	非常勤	1
ナカジマ	イサオ	中島	功	非常勤	1
ハットリ	ヒロマサ	服部	啓勝	非常勤	1
ハットリ	マサアキ	服部	正明	非常勤	1
ハナザキ	ヒデトシ	花崎	秀敏	非常勤	1
ヒキノ	ミキオ	疋野	幹男	非常勤	1

フカサワ	ヨシユキ	深澤	好幸	非常勤	1
マツシタ	トモユキ	松下	友幸	非常勤	1
ミズタニ	アキミチ	水谷	彰道	非常勤	1
ミツイ	トシコ	三ツ井	とし子	非常勤	1
ミハラ	トモカズ	見原	友和	非常勤	1
ミヤカワ	ショウセイ	宮川	正生	非常勤	1
モチヅキ	ヨシカズ	望月	良和	非常勤	1
モリ	イクオ	森	育夫	非常勤	1
モリサワ	イチシ	森澤	一司	非常勤	1
ヤナガワ	ミノル	柳川	実	非常勤	1
ワカバヤシ	タダシ	若林	正	非常勤	1
ワダ	セイコ	和田	清子	非常勤	1

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	代表 理事	
アカホリ	モトキ	赤堀	肇紀	非常勤		15
エガワ	ヒロトシ	江川	博敏	非常勤		1
オガタ	マサフミ	緒方	正史	非常勤		1
オノダ	ヨシオ	小野田	良夫	非常勤		1
カネコ	ヨシオ	兼子	喜男	非常勤		1
クロダ	ヨシマサ	黒田	能匡	非常勤		1
コミヤマ	マサヒデ	込山	正秀	非常勤		1
コモリ	マサヒコ	小森	雅彦	非常勤		1
スズキ	タカユキ	鈴木	貴之	非常勤		1
ストウ	ヒロシ	須藤	宏	非常勤		1
タカハシ	クニノリ	高橋	邦典	非常勤		1
ノジマ	カズトシ	野嶋	計寿	非常勤		1
ヒキノ	トモオ	疋野	智男	非常勤		1
ヤナギダ	カズオ	柳田	和夫	非常勤	レ	1
ワタナベ	コウイチ	渡邊	康一	非常勤		1

3. 監事

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	
カワムラ	ヒロユキ	川村	洋行	非常勤	4
ツチャ	カズヒロ	土屋	和弘	非常勤	1
ツチャ	タツオ	土屋	達郎	非常勤	1
					1

- (1) 2023年1月10日 御前崎ライオンズクラブ例会が御前崎商工会館にて開催され、柳田理事長が角膜移植について講演を行った。村井仁美事務局員が出席した。

4. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

イ. 眼球提供者の遺族に感謝状・香料・弔電及び、供花等を贈呈し、敬意を表した。

ロ. 眼球提供者に厚生労働大臣からの感謝状の下付を申請した。

- (1) 2022年7月16日 ライオンズクラブ国際協会334-C地区3R. 3Z 裾野ライオンズクラブの献眼者への厚生労働大臣感謝状伝達式が裾野市民文化センターにて開催された。
- * (2) 2022年10月1日 ライオンズクラブ国際協会334-C地区3R. 4Z (富士宮・富士宮中央・富士宮芙蓉) の献眼者合同慰霊祭が富士宮市の富士宮聖苑にて開催され、鈴木貴之理事が出席した。
- * (3) 2022年10月15日 ライオンズクラブ国際協会334-C地区1R. 2Zと4Z (磐田・森町・袋井・豊田・掛川・菊川・大東・御前崎・大須賀) の献眼者合同慰霊祭が袋井市の油山寺にて開催され、江川博敏常務理事が出席した。
- * (4) 2022年10月19日 ライオンズクラブ国際協会334-C地区3R. 3Z 御殿場ライオンズクラブの献眼者への厚生労働大臣感謝状伝達式が御殿場中央公園及び名鉄菜館にて開催され、渡邊康一常務理事が出席した。
- * (5) 2022年10月30日 ライオンズクラブ国際協会334-C地区3R・1Z (沼津、沼津千本、沼津香陵、沼津中央、沼津駿河) の献眼者への厚生労働大臣感謝状伝達式が沼津市第二地区センターにて開催され、柳田和夫理事長が出席した。
- (6) 2022年11月16日 ライオンズクラブ国際協定334-C地区3R・2Z (富士吉原・富士岳南・富士タカオカ・富士中央・富士マウント) の献眼者合同慰霊祭が開催された。
- * (7) 2022年12月10日 ライオンズクラブ国際協会334-C地区3R. 3Z 小山ライオンズクラブの献眼者への厚生労働大臣感謝状伝達式が小山町総合文化会館で開催され、柳田理事長が出席した。

*は、慰霊祭及び厚生労働大臣感謝状伝達式に役員が出席

ハ. 献眼登録希望者並びに、角膜移植手術希望者からの相談に応じた。

ニ. アイバンク運動の趣旨に賛同し、協力していただける人々の寄付金を募った。

ホ. 国内54箇所のアイバンクとの業務連絡を行った。

- (1) 2022年8月29日 日本アイバンク協会評議員会がWEBにて開催され、中村亘宏事務局長が出席した。
- (2) 2022年10月30日 (一財) 視覚健康財団・アイバンク主催の第25回ドナーファミリーの集いが東京のKDDIホールにて開催され、中村事務局長が参加した。
- (3) 2023年2月17日 令和4年度全国アイバンク連絡協議会がWEBにて開催され、村井事務局員が出席した。日本アイバンク協会より中村事務局長、村井事務局員が10年永年勤続表彰を受賞した。

- (4) 2023年3月20日 日本アイバンク協会評議員会がWEBにて開催され、中村事務局長が出席した。

へ。その他、事業目的を達成するために必要な事業を行った。

- (1) 2022年6月16日 静岡市のホテルアソシア静岡にて開催された令和4年度定時評議員会で、令和4年度静岡県アイバンク表彰者への感謝状の授与が行われた。

会 議

- (1) 2022年5月12日 令和3年度事業及び会計監査会が静岡市のホテルアソシア静岡にて行われた。
- (2) 2022年5月26日 令和4年度第1回理事会が静岡市のホテルアソシア静岡にて開催された。
- (3) 2022年6月16日 令和4年度定時評議員会が静岡市のホテルアソシア静岡にて開催された。
- (4) 2022年7月13日 令和4年度第2回理事会について書面による審議の提案を行い、全理事の同意書を得て8月18日決議があったとみなされた。
- (5) 2022年9月29日 令和4年度第3回理事会について書面による審議の提案を行い、全理事の同意書を得て10月7日決議があったとみなされた。
- (6) 2022年10月8日 令和4年度第4回理事会について書面による審議の提案を行い、全理事の同意書を得て10月25日決議があったとみなされた。
- (7) 2022年12月15日 令和4年度第5回理事会が静岡市のホテルアソシア静岡にて開催された。
- (8) 2023年2月16日 令和4年度第6回理事会が静岡市のホテルアソシア静岡にて開催された。
- (9) 2023年3月16日 令和4年度第2回評議員会がホテルアソシア静岡にて開催された。

収支計算書

令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①基本財産運用収入			
基本財産利息収入	80,000	73,826	6,174
②入会金収入			
斡旋手数料収入	20,592,000	21,028,000	△ 436,000
③会費収入			
賛助会員会費収入	1,200,000	628,000	572,000
④補助金等収入			
地方公共団体補助金収入	2,456,000	2,456,000	0
民間補助金収入	0	110,000	△ 110,000
補助金等収入計	2,456,000	2,566,000	△ 110,000
⑤寄付金収入			
一般寄付金収入	3,300,000	1,142,850	2,157,150
募金収入	800,000	530,903	269,097
寄付金収入計	4,100,000	1,673,753	2,426,247
⑥雑収入			
受取利息収入	10,000	441	9,559
雑収入	0	1,028,760	△ 1,028,760
雑収入計	10,000	1,029,201	△ 1,019,201
事業活動収入計	28,438,000	26,998,780	1,439,220
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
印刷費(募集)支出	360,000	153,937	206,063
通信運搬費(募集)支出	360,000	343,957	16,043
顕彰費支出	500,000	446,931	53,069
負担金支出	230,000	263,605	△ 33,605
香料供花代支出	1,500,000	1,508,100	△ 8,100
通信運搬費(眼球)支出	360,000	343,957	16,043
摘出費用支出	6,000,000	6,525,180	△ 525,180
斡旋費用支出	2,560,000	2,498,614	61,386
補助金支出	1,700,000	2,118,688	△ 418,688
印刷費(募金)支出	90,000	38,484	51,516
通信運搬費(募金)支出	120,000	114,652	5,348
啓蒙活動費支出	700,000	4,978,131	△ 4,278,131
租税公課支出	300,000	143,700	156,300
事業費支出計	14,780,000	19,477,936	△ 4,697,936
②管理費支出			
給料手当支出	8,500,000	8,386,334	113,666
福利厚生費支出	1,400,000	1,620,423	△ 220,423
会議費支出	1,000,000	1,873,255	△ 873,255
旅費交通費支出	200,000	178,683	21,317
通信運搬費支出	360,000	343,958	16,042
消耗品費支出	150,000	86,216	63,784
修繕費支出	0	2,800	△ 2,800
印刷製本費支出	400,000	192,421	207,579
光熱水料費支出	30,000	243,217	△ 213,217
賃借料支出	300,000	314,674	△ 14,674
保険料支出	480,000	538,400	△ 58,400
租税公課支出	100,000	49,860	50,140
雑支出	800,000	993,844	△ 193,844
管理費支出計	13,720,000	14,824,085	△ 1,104,085
事業活動支出計	28,500,000	34,302,021	△ 5,802,021
事業活動収支差額	△ 62,000	△ 7,303,241	7,241,241
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
①特定資産取崩収入			
減価償却引当資産取崩収入	0	3,000,000	△ 3,000,000
特定準備金資産取崩収入	0	1,000,000	△ 1,000,000
特定資産取崩収入計	0	0	0
投資活動収入計	0	4,000,000	△ 4,000,000
2. 投資活動支出			
①特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	742,000	954,060	△ 212,060
減価償却引当資産取得支出	0	0	0
特定準備金引当資産取得支出	0	0	0
特定資産取得支出計	742,000	954,060	△ 212,060

収支計算書

令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
②固定資産取得支出			
什器備品購入支出	0	0	0
投資活動支出計	742,000	954,060	△ 212,060
投資活動収支差額	△ 742,000	3,045,940	△ 3,787,940
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	0	—	0
当期収支差額	△ 804,000	△ 4,257,301	3,453,301
前期繰越収支差額	31,498,202	31,498,202	0
次期繰越収支差額	30,694,202	27,240,901	3,453,301

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	73,826	76,140	△ 2,314
幹旋手数料			
幹旋手数料	21,028,000	25,120,000	△ 4,092,000
受取会費			
賛助会員受取会費	628,000	686,000	△ 58,000
受取補助金等			
受取地方公共団体補助金	2,456,000	2,456,000	0
受取民間助成金	110,000	85,210	24,790
受取補助金等計	2,566,000	2,541,210	24,790
受取寄付金			
一般寄付金収入	1,142,850	2,216,621	△ 1,073,771
募金収益	530,903	618,630	△ 87,727
受取寄付金計	1,673,753	2,835,251	△ 1,161,498
雑収益			
受取利息	441	30,731	△ 30,290
雑収益	1,028,760	26,000	1,002,760
雑収益計	1,029,201	56,731	972,470
経常収益計	26,998,780	31,315,332	△ 4,316,552
(2) 経常費用			
事業費			
印刷費（募集）	153,937	396,000	△ 242,063
通信運搬費（募集）	343,957	328,053	15,904
減価償却費	1,600,726	1,653,339	△ 52,613
顕彰費	446,931	548,463	△ 101,532
負担金	263,605	204,200	59,405
香料供花代	1,508,100	1,499,500	8,600
通信運搬費（眼球）	343,957	328,053	15,904
摘出費用	6,525,180	7,086,412	△ 561,232
幹旋費用	2,498,614	2,946,610	△ 447,996
補助金支出	2,118,688	2,008,970	109,718
印刷費（募金）	38,484	98,999	△ 60,515
通信運搬費（募金）	114,652	109,351	5,301
啓蒙活動費	4,978,131	380,690	4,597,441
租税公課	143,700	535,800	△ 392,100
事業費計	21,078,662	18,124,440	2,954,222
管理費			
給料手当	8,386,334	8,624,024	△ 237,690
退職給付費用	954,060	742,060	212,000
福利厚生費	1,620,423	1,361,079	259,344
会議費	1,873,255	913,270	959,985
旅費交通費	178,683	161,602	17,081
通信運搬費	343,958	328,054	15,904
減価償却費	48,354	48,354	0
消耗品費	86,216	48,126	38,090
修繕費	2,800	0	2,800
印刷製本費	192,421	494,999	△ 302,578
光熱水料費	243,217	78,758	164,459
賃借料	314,674	314,674	0
保険料	538,400	557,400	△ 19,000
租税公課	49,860	178,600	△ 128,740
雑費	993,844	1,019,029	△ 25,185

管理費計	15,826,499	14,870,029	956,470
経常費用計	36,905,161	32,994,469	3,910,692
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 9,906,381	△ 1,679,137	△ 8,227,244
当期経常増減額	△ 9,906,381	△ 1,679,137	△ 8,227,244
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給与引当金取崩額	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 9,906,381	△ 1,679,137	△ 8,227,244
当期一般正味財産増減額	△ 9,906,381	△ 1,679,137	△ 8,227,244
一般正味財産期首残高	135,916,965	137,596,102	△ 1,679,137
一般正味財産期末残高	126,010,584	135,916,965	△ 9,906,381
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	126,016,567	135,916,965	△ 9,900,398

貸借対照表
令和 5年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	25,153,977	28,898,725	△ 3,744,748
未収金	3,788,500	4,019,000	△ 230,500
立替金	0	0	0
流動資産合計	28,942,477	32,917,725	△ 3,975,248
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	20,000,000	20,000,000	0
定期預金(基)	70,010,000	70,010,000	0
基本財産合計	90,010,000	90,010,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	6,592,737	5,638,677	954,060
減価償却引当資産(特)	3,000,000	6,000,000	△ 3,000,000
特定準備金引当資産(特)	0	1,000,000	△ 1,000,000
特定資産合計	9,592,737	12,638,677	△ 3,045,940
(3) その他固定資産			
什器備品	5,759,683	7,408,763	△ 1,649,080
その他固定資産合計	5,759,683	7,408,763	△ 1,649,080
固定資産合計	105,362,420	110,057,440	△ 4,695,020
資産合計	134,304,897	142,975,165	△ 8,670,268
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	1,654,100	1,299,803	354,297
未払消費税等	0	74,600	△ 74,600
預り金	47,476	45,120	2,356
流動負債合計	1,701,576	1,419,523	282,053
2. 固定負債			
退職給付引当金	6,592,737	5,638,677	954,060
固定負債合計	6,592,737	5,638,677	954,060
負債合計	8,294,313	7,058,200	1,236,113
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	126,010,584	135,916,965	△ 9,906,381
(うち基本財産への充当額)	90,010,000	90,010,000	0
(うち特定資産への充当額)	9,592,737	12,638,677	△ 3,045,940
正味財産合計	126,010,584	135,916,965	△ 9,906,381
負債及び正味財産合計	134,304,897	142,975,165	△ 8,670,268

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金			【86,204】
	普通預金			【25,067,773】
		静岡銀行		13,285,486
		ゆうちょ銀行(通常預金)		468,479
		遠州信用金庫		473,540
		清水銀行		147,225
		浜松磐田信用金庫(本店営業部)		129,619
		浜松磐田信用金庫(葵町支店)		180,877
		商工組合中央金庫		377,417
		ゆうちょ銀行(通常預金)	寄付金受入口	10,005,130
	未収金			【3,788,500】
		静岡県	令和4年度補助金	1,620,000
		島田市	同上	23,000
		慶応義塾大学	令和4年度幹旋手数料	198,000
		順天堂大静岡病院	同上	396,000
		東京順天堂大学	同上	396,000
		東京歯科大学市川総合病院	同上	198,000
		海谷眼科	同上	198,000
		埼玉医科大学病院	同上	198,000
		鳥取大学	同上	198,000
		東京大学	同上	198,000
		浜松西税務署	中間消費税等還付金	165,500
流動資産合計				28,942,477
(固定資産)				
基本財産				
	投資有価証券			【20,000,000】
		野村証券		20,000,000
	定期預金(基)			【70,010,000】
		商工組合中央金庫		22,000,000
		静岡銀行		20,000,000
		浜松磐田信用金庫(本店営業部)		10,000,000
		清水銀行		10,000,000
		遠州信用金庫		8,010,000
特定資産				【9,592,737】
	退職給付引当資産	遠州信用金庫(定期預金)	職員退職金支給用	6,592,737
	減価償却引当資産	浜松磐田信用金庫(定期預金)		1,000,000
		ゆうちょ銀行(定期預金)		2,000,000
その他固定資産				【5,759,683】
	什器備品			
		ケラトアナライザー		1
		マイクロケラトーム		1
		ケラトアナライザー		1
		スライト募金箱		1
		ハンガータ氏開眼器		21,000
		ハッケー氏持針器		6,664
		ケラトアナライザー		218,750
		スペキュアマイクロスコープ		370,138
		マイクロケラトーム	順天堂静岡病院設置	1,890,000
		卓上型超低温槽	順天堂静岡病院設置	235,304
		卓上型超低温槽	事務局設置	235,304
		事務局什器備品		572,619
		スペキュアマイクロスコープ	静岡県立総合病院設置	2,209,900
固定資産合計				105,362,420

資産合計	134,304,897
------	-------------

(流動負債)	未払費用			【1,654,100】
		日本交通㈱ 小山LC 社会保険料 順天堂静岡病院 東京順天堂病院 御殿場LC 東京大学 小山葬祭センター ボシュロム エスアールエル ヤマト運輸 その他15件分	タクシー代 2月、3月献眼補助金 3月分 強角膜作成料、搬送費 3月摘出費用他 献眼補助金、生花 3月摘出費用他 生花代(22件分) 幹旋消耗品 血液検査料 2月、3月搬送費用	265,060 180,000 180,300 20,000 20,000 136,200 62,000 308,000 77,000 91,300 52,488 261,752
	預り金	職員	源泉所得税	【47,476】 47,476
流動負債合計				1,701,576
(固定負債)	退職給付引当金			6,592,737
固定負債合計				6,592,737
負債合計				8,294,313
正味財産				126,010,584

令和 5 年度 事業計画
(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)

次のとおり事業を計画し、推進する。

1. 献眼する者の募集及び登録に関する事業

- イ. 献眼運動の印刷物を作成し、協力団体と共に、献眼者・献眼登録者を募集する。
- ロ. 献眼登録者の申し込みを受け、献眼登録票の発行及び、登録台帳を整理・保管する。

2. 提供される眼球の摘出、検査、保存及びあっせんに関する事業

- イ. 眼球登録者の近親者よりの通報により、アイバンク指定の病院に連絡して摘出手術を行う。
- ロ. 摘出された眼球を強角膜片に作製し、検査・保存を行う。
- ハ. 移植病院との連絡・調整を行い、強角膜をあっせんする。

3. 献眼及び角膜移植に関する知識の普及啓発事業

- イ. 公益財団法人日本アイバンク協会と協力して、新聞・ラジオ・テレビ等により献眼運動の趣旨を啓発・宣伝する。
- ロ. ライオンズクラブ等と協力して、街頭活動、各種事業活動を通じ、献眼運動の印刷物を配布するなど献眼及び角膜移植に関する知識の普及啓発を行う。

4. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- イ. 眼球提供者の遺族に感謝状・香料・弔電及び、供花等を贈呈し、敬意を表す。
- ロ. 眼球提供者に厚生労働大臣からの感謝状の下付を申請する。
- ハ. 献眼登録希望者並びに、角膜移植手術希望者からの相談に応じる。
- ニ. アイバンク運動の趣旨に賛同し、協力していただける人々の寄付金を募る。
- ホ. 国内 54ヶ所のアイバンクとの業務連絡を行う。
- ヘ. その他、事業目的を達成するために必要な事業を行う。

収支予算書

令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①基本財産運用収入			
基本財産利息収入	80,000	80,000	0
②会費収入			
賛助会員会費収入	800,000	1,200,000	△ 400,000
③幹旋手数料収入			
幹旋手数料収入	20,592,000	20,592,000	0
④補助金等収入			
地方公共団体補助金収入	2,456,000	2,456,000	0
⑤寄付金収入			
寄付金収入	3,300,000	3,300,000	0
募金収入	800,000	800,000	0
寄付金収入計	4,100,000	4,100,000	0
⑥雑収入			
受取利息収入	10,000	10,000	0
事業活動収入合計	28,038,000	28,438,000	△ 400,000
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
印刷費（募集）支出	360,000	360,000	0
通信運搬費（募集）支出	360,000	360,000	0
顕彰費支出	500,000	500,000	0
負担金支出	230,000	230,000	0
香料供花代費支出	1,500,000	1,500,000	0
通信運搬費（眼球）支出	360,000	360,000	0
摘出費支出	6,000,000	6,000,000	0
幹旋費支出	2,560,000	2,560,000	0
租税公課支出	800,000	950,000	△ 150,000
補助金支出	1,700,000	1,700,000	0
印刷費（募金）支出	90,000	90,000	0
通信運搬費（募金）支出	120,000	120,000	0
啓蒙活動費支出	700,000	700,000	0
事業費支出計	15,280,000	15,430,000	△ 150,000
②管理費支出			
給料手当支出	8,500,000	8,500,000	0
福利厚生費支出	1,450,000	1,400,000	50,000
会議費支出	1,200,000	1,000,000	200,000
旅費交通費支出	300,000	200,000	100,000
通信運搬費支出	360,000	360,000	0
消耗品費支出	150,000	150,000	0
印刷費支出	400,000	400,000	0
光熱水料費支出	150,000	30,000	120,000
租税公課支出	200,000	300,000	△ 100,000
賃借料支出	300,000	300,000	0
保険料支出	557,400	480,000	77,400
雑支出	800,000	800,000	0
管理費支出計	14,367,400	13,920,000	447,400
事業活動支出合計	29,647,400	29,350,000	297,400
事業活動収支差額	△ 1,609,400	△ 912,000	△ 697,400
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
①特定財産取崩収入			
減価償却引当資産取崩収入	0	0	0
投資活動収入合計	0	0	0
2. 投資活動支出			
①特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	954,000	954,000	0
減価償却引当資産取得支出			0
特定資産取得支出計	954,000	954,000	0
②固定資産取得支出			
什器備品取得支出	0	0	0
投資活動支出合計	954,000	954,000	0
投資活動収支差額	△ 954,000	△ 954,000	0
当期収支差額	△ 2,563,400	△ 1,866,000	△ 697,400
前期繰越収支差額	27,771,896	29,681,146	△ 1,909,250
次期繰越収支差額	25,208,496	27,815,146	△ 2,606,650